

大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務

公募型プロポーザル説明書

令和7年5月9日

東 広 島 市

目 次

1	業務概要	1
2	プロポーザルの実施方針	1
3	プロポーザルへの参加資格	2
4	プロポーザルの選定基準	3
5	書類提出及び問い合わせ先	3
6	プロポーザルの図書の閲覧及び入手方法	3
7	質問書の提出及び回答	4
8	参加表明兼技術提案書の提出	4
9	その他	5

大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務 公募型プロポーザル説明書

大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関する詳細は下記のとおりである。

なお、プロポーザルの提出は、書面により行うこととする。

記

1 業務概要

(1) 業務名

大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務

(2) 業務目的

東広島市（以下「本市」という。）では、中心市街地における魅力的な都市空間の形成、にぎわいの創出に向け、自由度の高い大屋根付き多目的広場（以下「大屋根広場」という。）を、設計施工一括発注方式により整備することとしている。

本業務は、今年度予定している大屋根広場の設計業務に当たり、設計案を基に、大屋根広場の活用方法について関係者や市民と議論する設計ワークショップ等を開催することで、設計に反映すべき市民アイデアの抽出や、整備後の利活用に向けた意識啓発を図ることを目的とする。

(3) 履行場所

東広島市内

(4) 業務内容

別紙「大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務仕様書」のとおり

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで

(6) 提案上限額

委託料の上限は、1,320千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 プロポーザルの実施方針

(1) プロポーザルは、本説明書により、大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務を委託する者（以下「委託業者」という。）を選定する。

(2) 委託業者の選定に当たっては、大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査を行う。

(3) 委員会は、選定審査において、大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務公募型プロポーザル参加表明兼技術提案書作成要領に基づき、参加表明兼技術提案書（以下「審査書類」という。）を提出した者の中から、本件業務の委託業者としてふさわしい者を特定する。（特定された者を「特定者」という。以下同じ。）

なお、特定者は複数の場合もある。

(4) 委員会は、特定者を複数選定した場合においては特定者に順位を付し、その第一位の者を本件業務の委託業者として最も優れた者とする。

(5) 特定者のうち最も優れた者を随意契約の見積書徴取の相手方とし、予定価格の範囲内での見積価格が提出された場合に契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制限はないものとする。

(6) 見積書徴取の相手方が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場

合、又は随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続を行うこととする。

- (7) 参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、審査の結果、審査総評価点の5割以上の点数であることを条件として、審査委員の協議により契約の相手方候補者として選定するかどうかを判断する。
- (8) 選定結果は、審査会后、全ての参加者に対して通知するとともに、本市ホームページで公開する。また、審査に関する問い合わせには回答しない。

3 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている企業であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けている者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員の統制下にある者又は暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者
 - オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
 - カ 手続開始の公示の日（以下「公示日」という。）から契約締結の日まで、本市の指名除外措置を受けている者
 - キ 次のいずれかの者に、公示日までに納めるべき市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者
 - (ア) プロポーザルに参加しようとする者（法人又は個人事業主）
 - (イ) プロポーザルに参加しようとする法人の代表者（個人）
- (2) 平成27年4月1日から公示日までに、「公共施設整備に関連するワークショップ運営業務」（以下「同種業務」という。）又は「ワークショップ運営業務」（以下「類似業務」という。）を元請として完了した実績を有すること。

4 プロポーザルの選定基準

表1 特定基準

評価項目	評価事項	評価基準	配点
(1) 事業者の評価 (30 点満点)			
事業者の評価	事業者の同種業務・類似業務実績	平成 27 年 4 月 1 日から公示日までの同種業務・類似業務実績数を評価する。同種業務を類似業務より高く評価する。	30
(2) 提案内容の評価 (70 点満点)			
業務の実施方針		事業目的及び内容に関する理解・知識が十分であり、実施方針等が具体的で実現性があるかを評価する。	30
業務実施体制の評価		業務実施に適切な担当人数や経験を有する人材を確保しているか、各担当の役割は的確かつ明確かを評価する。	30
見積金額		見積金額について評価する。 ※得点＝（提案上限額－見積金額）／（提案上限額－最低見積金額）×10	10
合 計			100

5 書類提出及び問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
 東広島市地域振興部地域政策課 上田
 電話 082-420-0401 ／ F A X 082-426-3120
 E-mail:hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp

6 プロポーザルの図書の閲覧及び入手方法

(1) プロポーザルの図書

- ア 大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務公募型プロポーザル説明書
- イ 大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務公募型プロポーザル参加表明兼技術提案書作成要領
- ウ 大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務仕様書（案）
- エ 大屋根広場の利活用に向けたワークショップ運営業務公募型プロポーザル提出書類様式集

(2) 閲覧期間

令和7年5月16日（金）から同年6月6日（金）まで（ただし、東広島市地域振興部地域政策課における閲覧の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。）

(3) 閲覧場所

本市ホームページ及び地域振興部地域政策課（北館2階）

- (4) 図書の入手方法
本市ホームページからダウンロードすること。

7 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限
令和7年5月22日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所
「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。
- (3) 提出方法
様式5「質問書」に質問事項を記入の上、地域振興部地域政策課に電子メールで送信すること。なお、電子メールで送信した後に地域政策課に電話で受信の有無を確認すること。
- (4) 回答方法
令和7年5月23日（金）までに、提出された全ての質問の回答を一括して取りまとめた回答書を東広島市ホームページに掲載する。
なお、回答書はプロポーザルの図書として取り扱う。

8 参加表明兼技術提案書の提出

- (1) 提出期限
令和7年6月6日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所
「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。
- (3) 提出方法
持参又は郵送とする。
持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに地域振興部地域政策課（北館2階）へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加表明兼技術提案書在中」と朱書きして期限までに提出すること（期日必着）。
なお、本プロポーザルでは、審査書類のみで審査することとし、事業者へのヒアリングは実施しない。
- (4) 提出書類及び部数
別添「参加表明兼技術提案書作成要領」によること。
- (5) 特定・非特定理由に関する事項
ア 特定審査において特定した者及び特定しなかった者に対して、その旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を電子メール、郵送又はFAXにより通知する。
イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない。）以内に、書面（書式自由。ただしA4用紙とする。）により東広島市に対して特定又は非特定理由について説明を求めることができる。
ウ 特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を含まない。）以内に、電子メール、郵送又はFAXにより回答するものとする。
エ 特定又は非特定理由の説明受付場所は、「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

9 その他

(1) 費用の負担

審査書類の作成など本件プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 審査書類が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合

イ 審査書類が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

ウ 審査書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 審査書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

オ 審査書類に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合

カ 審査書類に、虚偽の内容が記載されている場合

キ 委員会又は本市関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル説明書に定める手続きは除く。）

ク 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ケ 本市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合

コ その他、プロポーザル説明書に違反すると認められた場合

(4) 業務委託契約に関する事項

契約は、東広島市契約規則（平成 20 年東広島市規則第 14 号）に基づき行う。

ア 契約の方法

随意契約とする。

イ 業務委託契約約款

本市の定める「業務委託契約約款」を使用する。

(5) その他

ア 参加表明者は、審査書類の提出をもって本説明書の記載内容を同意したものとみなす。

イ 提出された審査書類は、最優秀候補者の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。

ウ 審査書類に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことがある。

エ 提出された書類は、選定審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。

オ 審査書類の提出後において、記載された内容の変更は認めない。なお、審査書類様式 4 に記載した技術者は、原則として変更することができない。

ただし、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合には技術者の変更を行うことができることとするが、新しい技術者は、前任者と同等以上の技術者であることを要するものとし、本市の承諾を経て行うものとする。

カ 提出された審査書類は返却しない。

キ 提出された書類は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

ク プロポーザルの作成のために本市より受領した資料は、本市の承諾なく公表、使用してはならない。

ケ 参加表明兼技術提案書の提出は、1 者につき 1 提案に限る。

コ 審査書類を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、別紙様式 6 「辞退届」を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。